



坂東市第3次行政改革大綱



平成26年10月 坂東市



目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1. 新たな行政改革の基本的な考え方	・・・・・・・・・・	1
2. 新行政改革の3つの柱	・・・・・・・・・・	3
(1) 無駄を省いて質を高める改革	・・・・・・・・・・	3
(2) 持続可能な財政基盤の確立	・・・・・・・・・・	3
(3) 機能的な執行体制の構築	・・・・・・・・・・	4
3. 新行政改革の進め方	・・・・・・・・・・	5
(1) 実行計画の策定及び推進体制	・・・・・・・・・・	5
(2) 取組期間	・・・・・・・・・・	5
資 料		
1. 第2次行政改革の成果について	・・・・・・・・・・	7
2. 市の状況について	・・・・・・・・・・	8
3. 社会保障費の状況	・・・・・・・・・・	11
4. 財政指標等について	・・・・・・・・・・	12

はじめに

本市では、第1次行政改革（平成17年度～平成21年度）・第2次行政改革（平成22年度～平成26年度）の10年間にわたる行財政改革により、費用対効果という行財政運営の基本に立ち、事務事業の抜本的な見直しや財源の確保、職員の資質と能力の向上を目指し、具体的な取組内容や取組時期など明確な目標を掲げ、計画的かつ着実に取組を進めてきました。

人口減少、少子高齢化の加速、経済の低迷など、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、質の高い市民サービスを迅速かつ安定的に提供していくためには、複雑多様化する市民ニーズや地域の課題を的確に捉え、限られた資源を効果的に活用することが重要であり、これまでの物事の考え方に捉われず、様々な視点や柔軟な発想で行政課題に取り組むことが必要です。

これまでの行財政改革の取組の成果や反省点を生かしながら、本市の将来に向けた新たな行財政改革に取り組んでいきます。

1. 新たな行政改革の基本的な考え方

これまでの行政改革では、各種徴収金の収納率の向上、自主財源の確保など、健全な財政の維持を図るとともに、定員管理の適正化や公用車の削減などによる行政のスリム化に一定の成果をあげてきました。

しかし、東日本大震災をきっかけに、市民の市役所に対する意識は大きく変化し、その役割は再認識され、市役所への期待はますます高まっています。

また、景気の低迷等により市税収入が伸び悩む一方で、少子化対策、高齢化による介護・医療費をはじめとした社会保障費は増加傾向であり、財政環境はさらに厳しくなっています。

このような厳しい状況の中、新たな行政改革では、市民の立場に立ち、必要性、緊急性、有効性、経済性などの観点から事務事業の徹底した無駄の削減を行う一方で、市民生活に直結する事業や戦略的に重点事業と位置付ける施策に対しては、重点的に財源を投入していくなど、思い切った見直しを図ります。

行財政のスリム化からシェイプアップ化への転換を進め、市民生活の安定と質の向上を目指して、行政改革の成果を市民に還元できるよう取り組んでいきます。

なお、行政改革を推進するにあたっては、次の3つの視点を意識しながら具体的な取り組みを進めます。

(1) 市民の視点

市役所の仕事は、すべて何らかの形で市民サービスの提供につながっています。すべての事務事業において常に市民満足度の向上を意識し、市民が行政サービスの質的向上を実感できるよう事務事業の効率化を図ります。

(2) 財政的視点

行財政改革は、最小の経費で最大の効果を挙げることが基本原則であり、職員の意識、行動など、目に見えない環境を変えることが重要です。

職員一人一人がコスト意識を持って目の前の課題に取り組むことによって、より効率的・効果的に事業を実施することが求められています。

(3) 現場の視点

行政改革を進めていく原動力は職員です。求められる課題解決に向けて、最も適切な組織体制を整え、職員が最大限に力を発揮できる仕組みが必要です。

また、それぞれの業務において、実際に事務を行っている職員だからこそ気がつく課題を顕在化させ、自らが積極的かつ主体的に改善に取り組むことが大切です。

2. 新行政改革の3つの柱

(1) 無駄を省いて質を高める改革

市民満足度を高める行政サービスを提供するために、市民の視点に立ち、行政の様々な無駄を省き、行政の待ち時間の短縮、手続きの簡素化・迅速化、各種制度の利便性の向上を推進するとともに、ICT（情報通信技術）を効果的に活用することで、サービスの質の向上を図ります。

また、市役所はサービス業であるとの認識のもと、職員一人一人が市民の視点・立場にたった業務執行・市民対応を図ることにより、市民サービスの質を高めていきます。

◆具体的推進項目

- 行政待ち時間の短縮
- 手続きの簡素化・迅速化
- 制度利用者の利便性の向上
- ICTの活用による行政サービスの質の向上
- 職員の意識改革と窓口サービスの充実

(2) 持続可能な財政基盤の確立

地方自治体において、歳入の確保は、行政運営の基本です。今後も厳しい財政運営が続くことが予測されることから、様々な手法を活用した収納対策の取り組みに加え、公共物への広告収入などによる歳入の確保やふるさと納税制度を活用した寄附制度など、あらゆる角度から効果的な財源確保に向けた取り組みの必要性が高まっています。

また、これまで恒常的に支出されてきた補助金などの事務事業の有効性、公益性、妥当性等を検証し、選択と集中による事務事業の実施など、徹底した歳出の見直しとコストの縮減を図ります。

◆具体的推進項目

- 各種徴収金の徴収体制の強化、納付方法・納付機会の拡大
- 市有財産の積極的な活用と売却
- 様々な手法による財源確保の推進
- 補助金等の見直し
- 手数料や使用料等の妥当性の検証と見直し

(3) 機能的な執行体制の構築

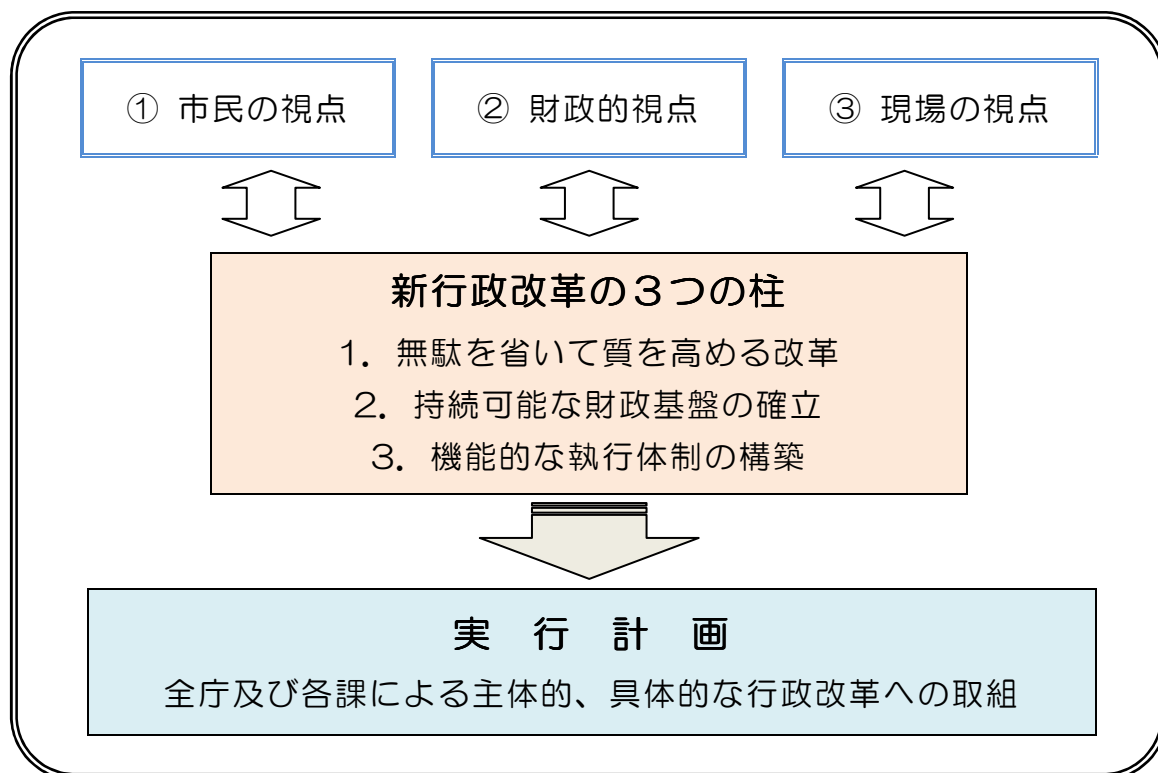
市民ニーズの多様化に対し、的確かつ迅速な対応を行うため、機動性と柔軟性を備えた執行体制の実現を目指します。

また、定員管理計画に基づく職員数の計画的な抑制を図りつつ、複雑化する行政課題に対応するため、政策形成能力と創造力・機動力を備えた職員の育成に努めるとともに、職員の意欲向上につながる取り組みを推進します。

◆具体的推進項目

- 適正な定員管理の推進
- 民間活力の導入
- 行政ニーズに対応した組織・機構の見直し
- 横断的組織体制による行政課題への取り組み
- 人材育成と職員力の向上

第3次行政改革推進のイメージ



3. 新行政改革の進め方

(1) 実行計画の策定及び推進体制

新行政改革を推進するため、本大綱の基本的な考え方に従い、「改革の3つの柱」により、具体的に取り組む内容・項目を「実行計画」として作成します。

この実行計画に基づき、市長を本部長とする坂東市行政改革推進本部を中心に全庁的に対応するとともに、職員自らが主体的かつ積極的に取り組むこととします。

また、その取り組みについては、市民に広く周知するとともに、坂東市行政改革懇談会に定期的に進行状況等を報告し、様々な意見や評価の把握に努め、それらを踏まえながら以後の取り組みを推進していきます。

(2) 取組期間

「実行計画」の取組期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、実効性を高めるため概ね3年後に取組の成果を検証し、より実効性を高めるための改善を行います。また、社会経済情勢の変化等により、新たに取り組むべき課題、見直し等が生じた場合は、随時取組項目の追加・改善をすることとします。

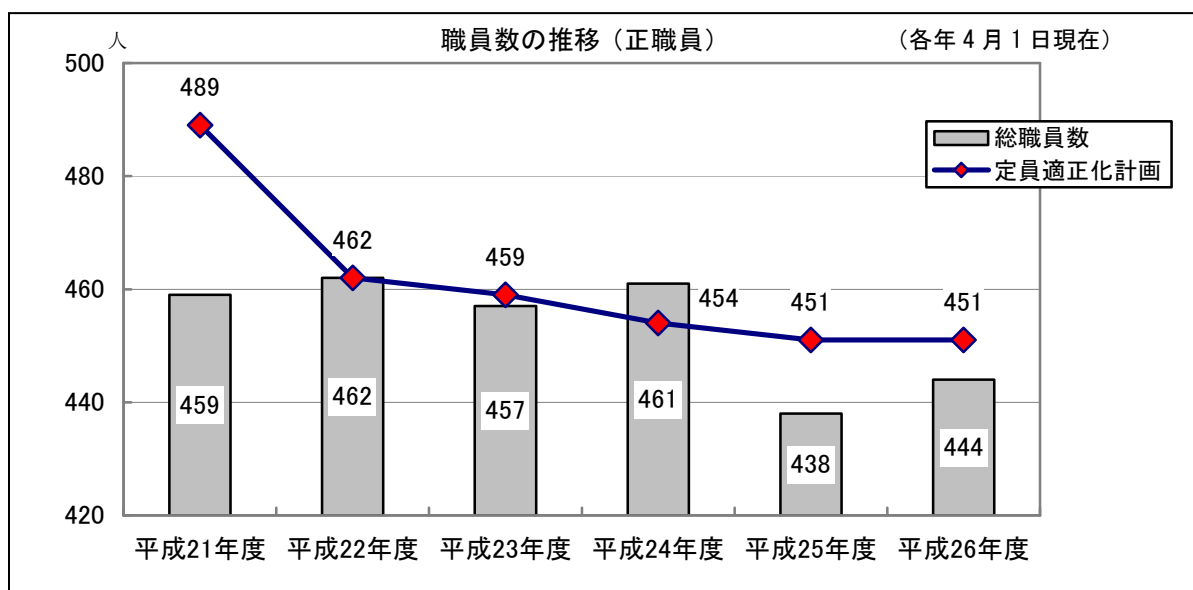
資料

1 第2次行政改革の成果について

(1) 経費等の削減効果

項目番号※	実施項目	主管課	H22～H25 効果額 累計（千円）
25	公用車の効率的な配置、使用、管理等の推進	管財課	5,013
38	定員管理の適正化	総務課	405,225
計			410,238

■職員数の推移



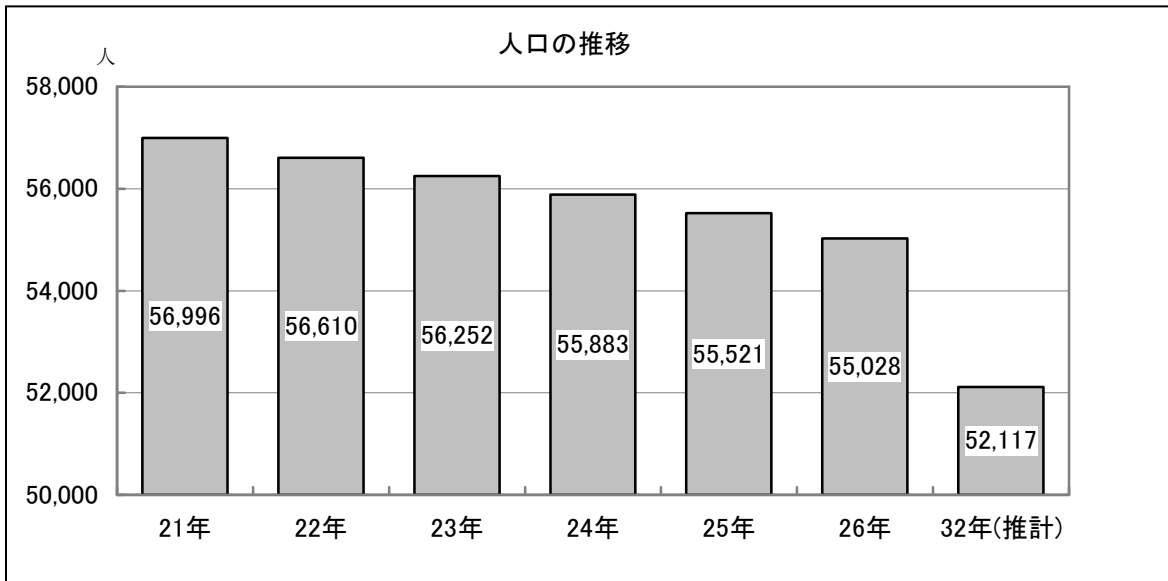
(2) 収納率の向上等による収入額の効果額

項目番号※	実施項目	主管課	H22～H25 効果額 累計（千円）
30	下水道加入の促進	下水道課	14,671
45	行政財産等への有料広告掲載の推進	管財課	5,213
47	市税等の収納率の向上	収納課	241,448
48	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	保険年金課	6,505
49	保育料の収納率の向上	子育て支援課	5,416
50	介護保険料の収納率の向上	介護福祉課	4,560
51	学校給食費の徴収率の向上	学校教育課	6,500
52	市営住宅使用料の収納率の向上	管財課	1,031
53	下水道受益者負担金の収納率の向上	下水道課	6,933
54	下水道使用料の収納率の向上	下水道課	13,675
55	上水道使用料の収納率の向上	水道課	13,061
計			319,013

※上記表の項目番号とは、第2次行政改革実施計画の実施項目番号を指します。

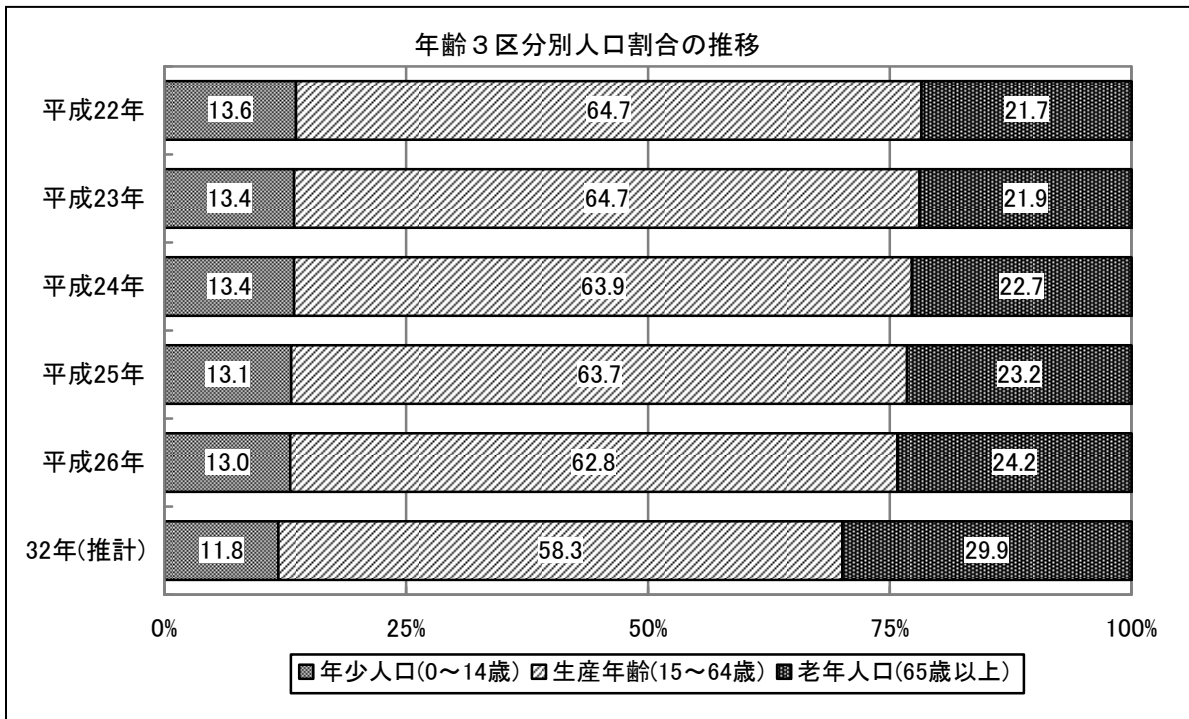
2 市の状況について

(1) 人口の推移（日本人人口）

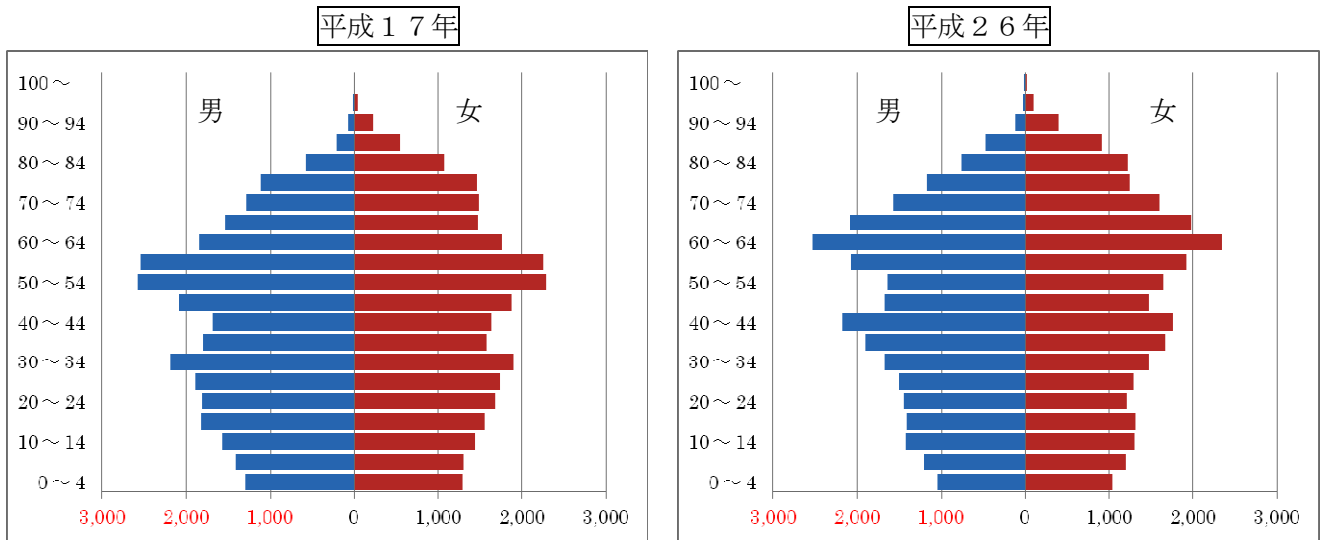


※平成 32 年は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（H25.3 月）による。（資料：住民基本台帳人口）

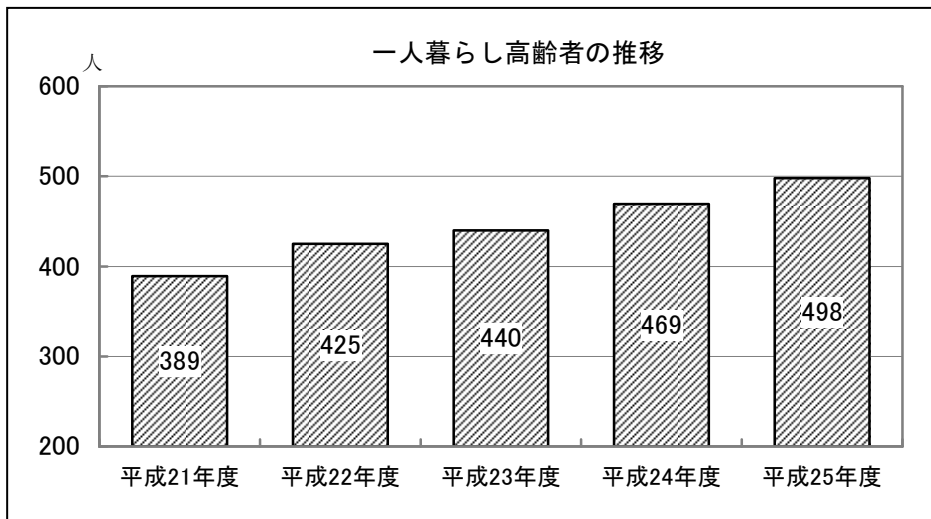
(2) 年齢 3 区分別人口割合の推移



(3) 人口ピラミッド

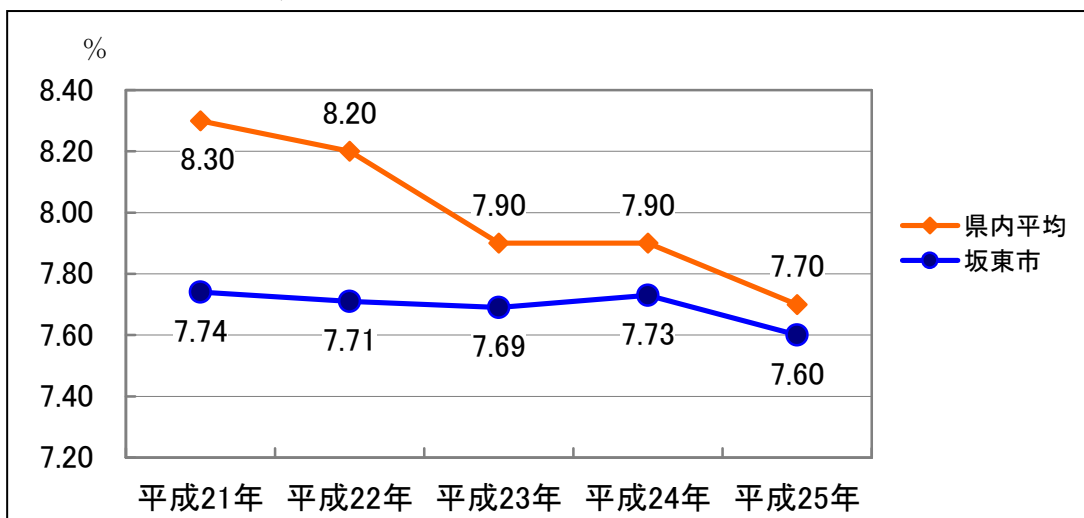


(4) 一人暮らし高齢者の推移



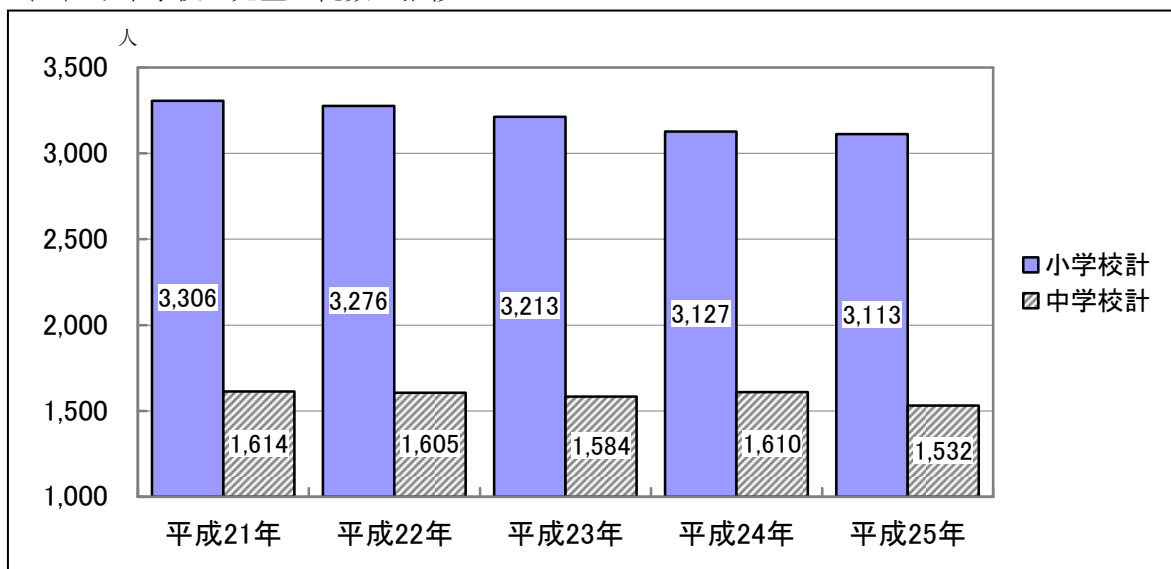
(資料：介護福祉課)

(5) 出生率 (人口 1,000 人当たり)



(資料：茨城県常住人口調査)

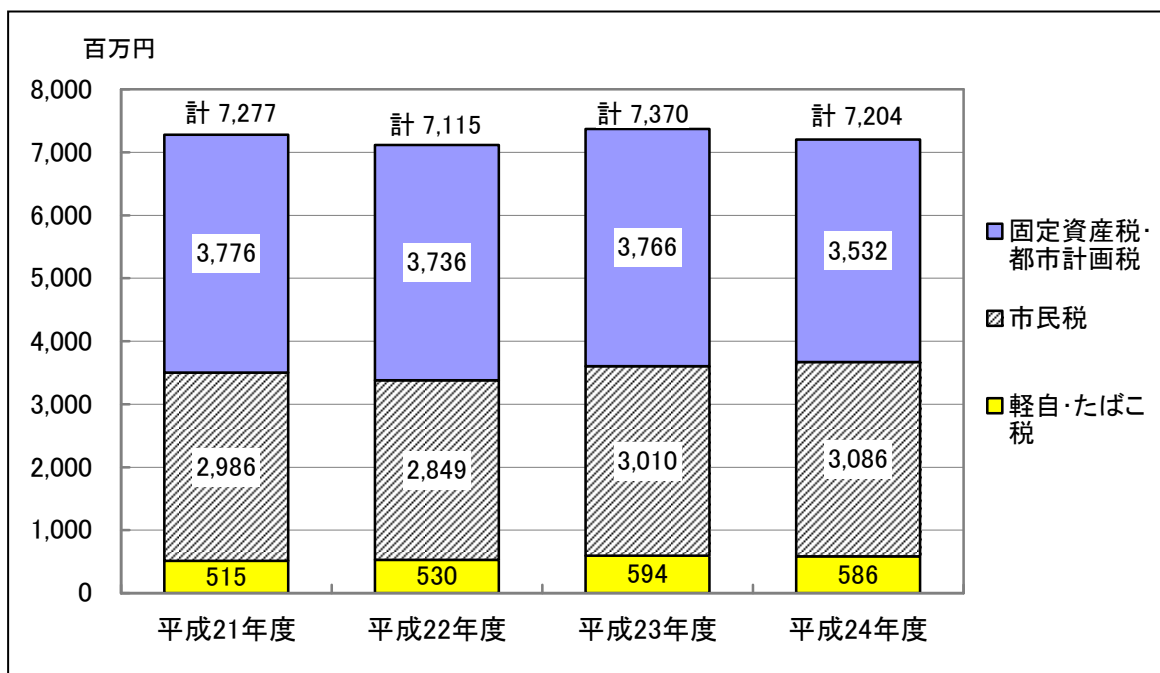
(6) 小中学校の児童生徒数の推移



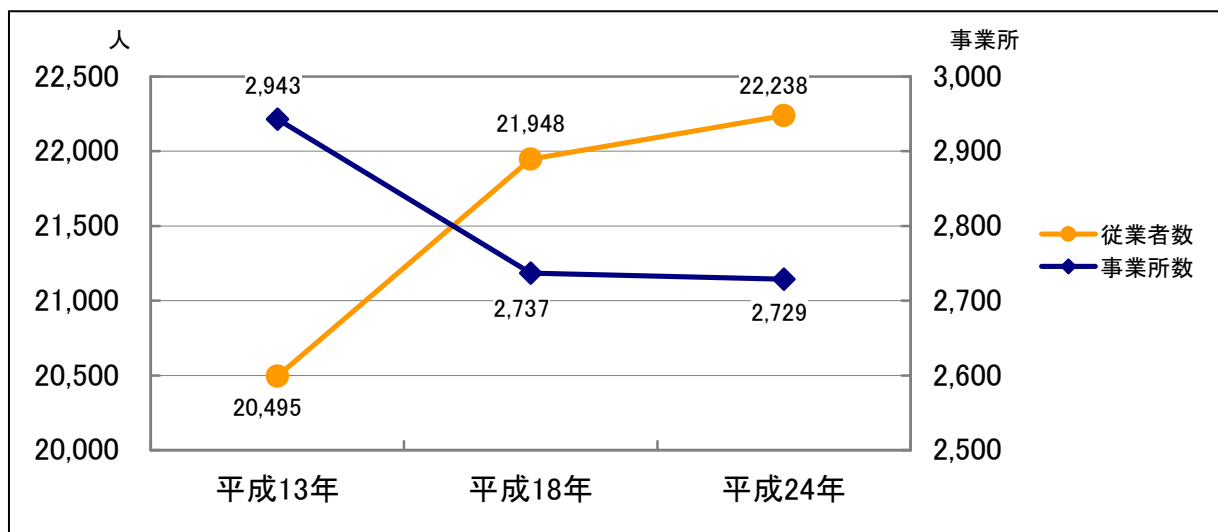
(7) 市税の収納率の推移（国保税除く） (%)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県内平均	90.1	89.9	90.5	91.3	—
坂東市	90.0	89.7	90.8	91.2	92.0
滞納繰越分	21.6	19.2	23.2	22.5	25.0
現年課税分	96.7	96.9	97.5	97.6	97.5

(8) 市税の決算状況



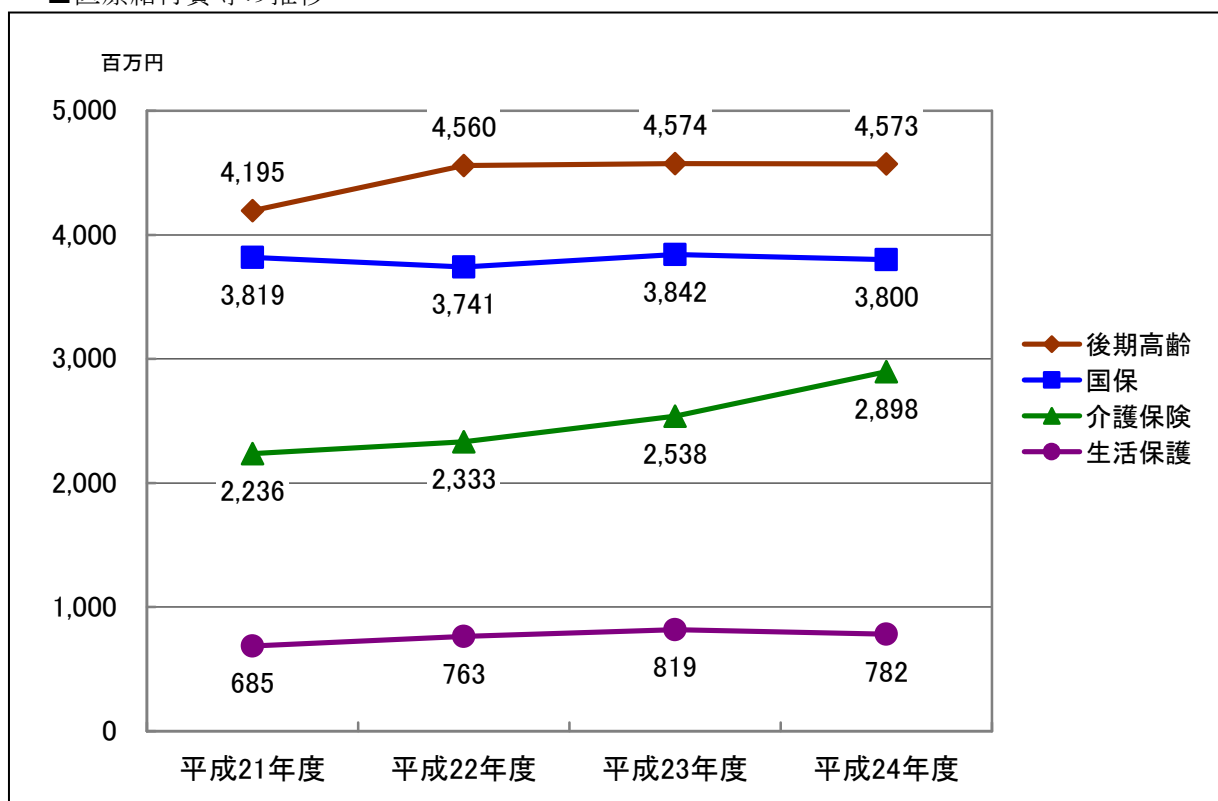
(9) 事業所数及び従業者数の推移



資料：事業所・企業統計、経済センサス

3 社会保障費の状況

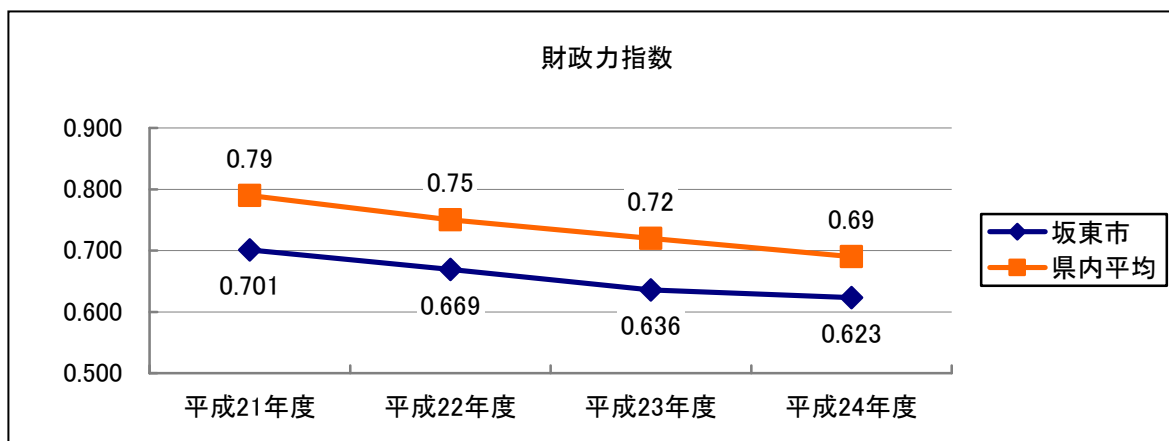
■医療給付費等の推移



4 財政指標等について

(1) 財政力指数

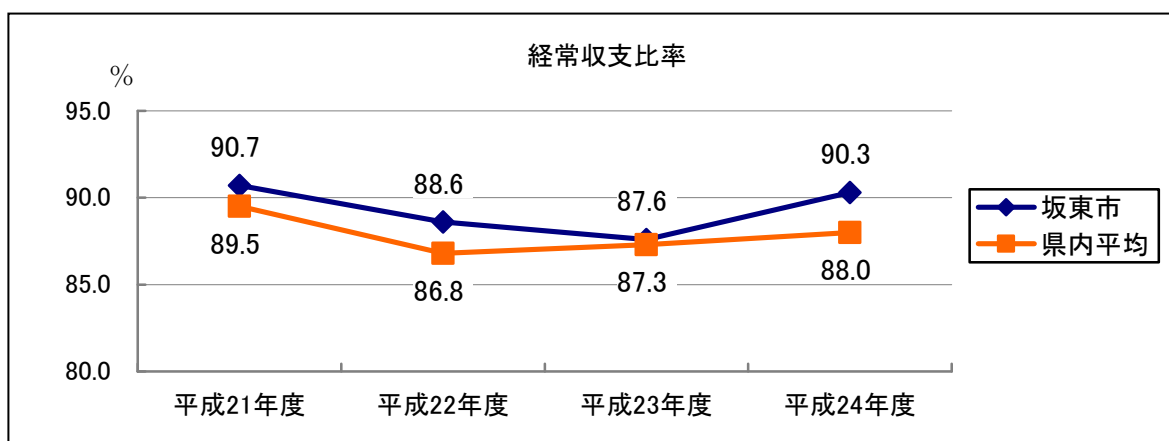
地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高ければ高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。指数が1を越えた場合は普通交付税の不交付団体となります。



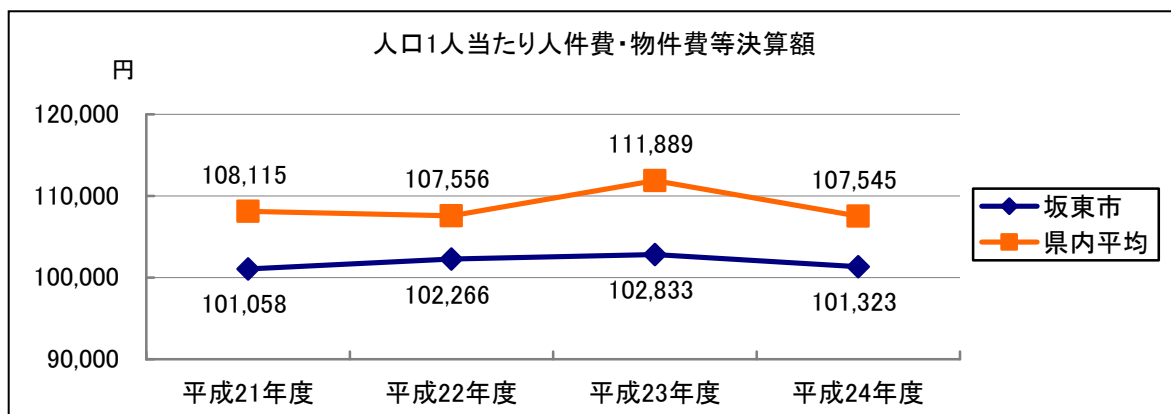
(2) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

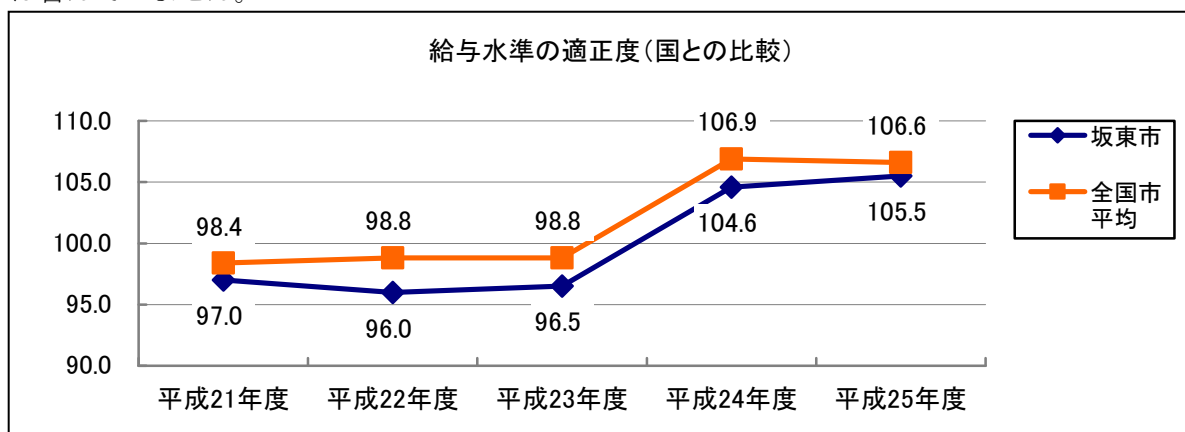


(3) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額



(4) 給与水準の国との比較 (ラスパイレス指数)

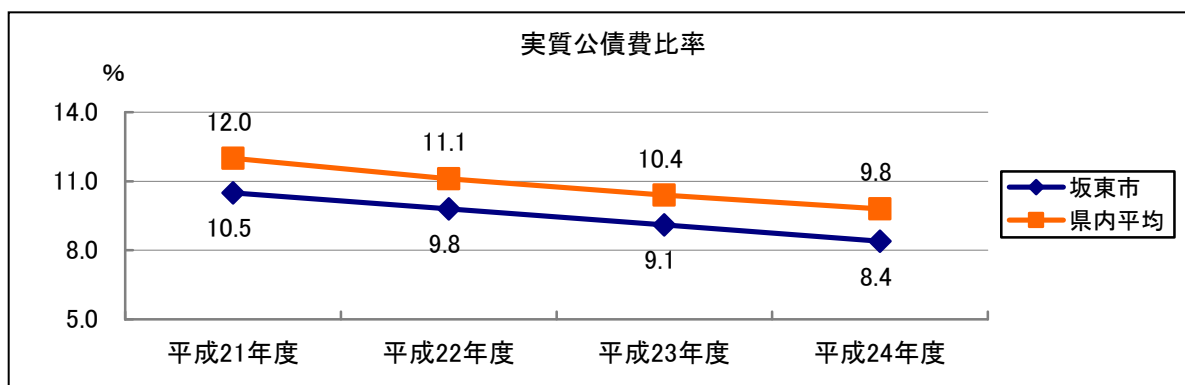
地方公務員の給与水準を表すものとして、地方自治体の一般行政職の構成を学歴別、経験年数別に区分し、自治体の職員構成が国の職員構成と同一として仮定して、自治体ごとの平均給与額(本給分)を算出し、国家公務員の平均給与額を100として算出した指数です。諸手当や賞与は含んでいません。



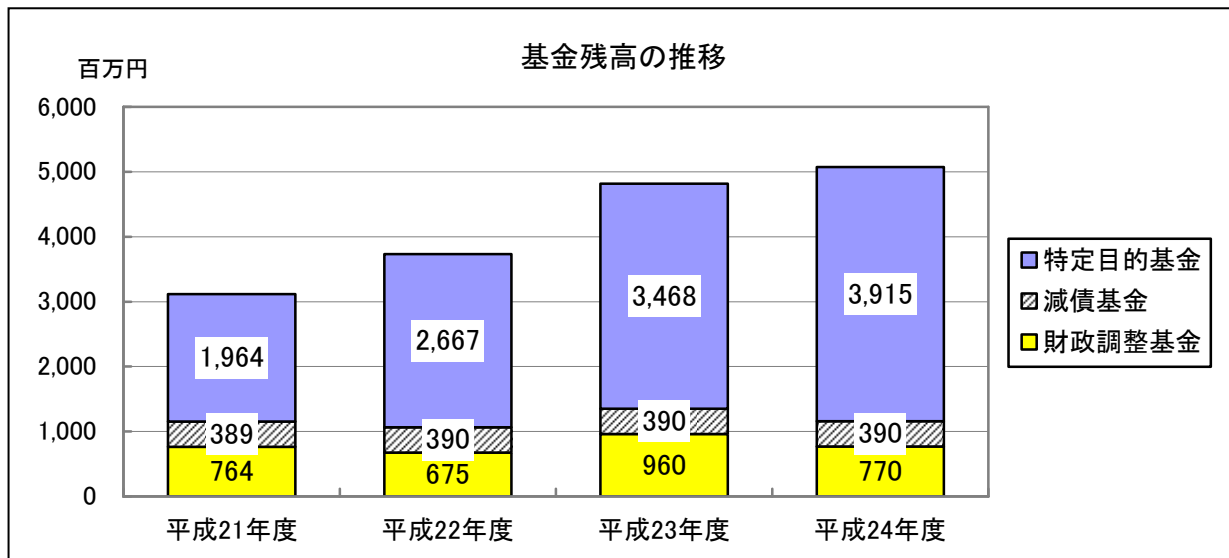
(5) 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、地方債を起す際に総務大臣や都道府県知事の許可が必要となるかどうかを判定する基準です。

この値が18%以上の地方公共団体は、起債に際し、引き続き総務大臣等の許可が必要となり、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。



(6) 基金残高の推移



特定目的基金とは、条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設ける財産です。財政調整基金とは、地方公共団体における年度内の財源の不均衡を調整するための基金、減債基金とは、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

(7) 地方債現在高の推移

